

# 公の施設の点検票

点検実施

令和5年11月

## 1 施設の概要

① 施設名称	岡山市立川張老人憩の家		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] その他（集会所等）		
③ 担当課名	高齢者福祉課		
④ 開設年月日	昭和61年5月		
⑤ 所在地	岡山市南区川張1211-2		
⑥ 施設規模	敷地面積(m <sup>2</sup> )	1052m <sup>2</sup>	
	構造/延床面積(m <sup>2</sup> )	鉄筋コンクリート造/416.05m <sup>2</sup>	
	建設費(単位:千円)		
	施設内容	集会場1、リハビリ室1、和室2、湯沸室1、事務室、浴室1	

## 2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 老人憩の家の設置運営について（昭和40年厚生省社会局長通知）
② 設置条例	[条例名] 岡山市立老人憩の家条例
③ 条例に規定された設置目的	高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を与えることで、高齢者の心身の健康の増進を図る。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	高齢者の交流の場のほか、健康維持、教養の向上、いきがづくりなどの活動の場の提供、拡充
⑤ 設置目的の達成状況	下記のとおり利用実績があり、達成できている。

## 3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	火曜から日曜(ただし、1/1~1/3,12/29~12/31を除く)			
③ 開館時間	午前10時から午後5時			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和2年度	1,548人		
	令和3年度	962人		
	令和4年度	2,064人		
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	個別施設計画のとおり			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和5年度 〔予算〕	令和4年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	1	1	1	1	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	40	36	27	34	
収入合計		41	37	28	35	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	103	103	103	103
		補助金等	0	0	0	0
	小計		103	103	103	103
	直接経費	維持管理費	264	93	293	217
		光熱水費	724	372	347	481
		小計	988	465	640	698
	支出合計		1,091	568	743	801
収支差額		-1,050	-531	-715	-765	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和5年度 〔予算〕	令和4年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料	103	103	103	103	
	補助金等					
	自主事業収入					
	その他(雑入等)					
収入合計		103	103	103	103	
支出	管理運営費	人件費				
		施設維持管理経費	60	0	58	39
		事務費	33	14	14	20
	小計		93	14	72	60
	事業費					
	その他	10	89	31	43	
支出合計		103	103	103	103	
収支差額		0	0	0	0	

5 耐震化・劣化度調査等の状況

① 耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	
	未了の場合の工事予定時期	
② 劣化度調査	劣化度調査実施状況	済み
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	外壁に亀裂があり、建物寿命に影響するため、モルタル充填が必要。

## 6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	<p style="text-align: center;">必要性あり</p> <p>高齢者の交流の場のほか、健康維持、教養の向上やいきがづくりなどの活動の場として市民ニーズがある。</p>
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	<p>指定管理者</p> <p>当該施設は、地域密着・住民近接の施設であり、民間型の経営ノウハウ導入の効果を期待するものではなく、事業規模も小さく利用実態も不規則であり、職員による直営管理も非効率なことから、指定管理による管理が妥当である。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p> <p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	<p>非公募</p> <p>前述の理由から、その多くが利用者にもなっている地縁団体による指定管理（非公募）が最も合理的である。</p> <p>公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号</p> <p>川張老人憩の家運営委員会</p>
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	<p>令和7年4月1日～令和14年3月31日</p> <p>(指定管理期間：7年)</p>